

「NCNお手元スピーカーサービス」に関する利用規約

日本海ケーブルネットワーク株式会社

「NCNお手元スピーカーサービス（以下「当サービス」と言います）」を契約する者は、あらかじめ「NCNお手元スピーカーサービスに関する利用規約（以下「当規約」と言います）」及び当規約とは別に日本海ケーブルネットワーク株式会社（以下「当社」と言います）が定める「CATV加入契約約款（以下「約款」と言います）」に同意した上で当サービスを利用するものとします。尚、当規約と約款が抵触する場合は、約款が優先するものとし、その他の部分については、当規約と約款が同時に適用されるものとします。

- （１）当サービスは、当社テレビサービスの利用者を対象とした手元スピーカー端末レンタルサービスです。
- （２）当サービスの月額利用料は、NCNお手元スピーカー到着日の翌月から発生します。
但し、21日～月最終日まで設置した場合は、NCNお手元スピーカー到着日の翌々月から発生します。
- （３）手元スピーカー端末機器は、当社の定める設置費用が発生します。
- （４）貸出機器は、スピーカー本体・ベースステーション・スピーカーケーブル・電源ケーブルとなり、貸出機器が自然故障を除いた故障・全損・水濡れ・破損・紛失・盗難については、機器補償金として18,000円（税抜）を契約者が負担するものとします。
- （５）当社テレビサービスを解約した場合、当サービスは自動的に解約となります。
- （６）当サービスを解約する場合は、速やかに手元スピーカー貸出機器を当社へ返却して頂きます。解約の申し出月（またはサービス終了月）から起算して6カ月経過後に返却が無い場合は、（４）項の機器補償金を契約者に負担して頂く事があります。
- （７）当サービスの内容は予告なく変更する場合があります。

＜ご利用料金及び設置取付費＞

	月額利用料	設置費用
料金	400円（税別）	3,000円（税別）

※この規約は、平成27年5月14日より施行します。